

男女共同参画社会における女子体育教師の役割(3): 女子体育教師数減少の観点から

掛水 通子

はじめに

1989(平成元)年の文部省学習指導要領改訂で、従来は存在した教育内容の男女差がなくなり、男女平等となった。中学校、高等学校体育では、男子には格技(武道)、女子にはダンス(戦前は行進遊戯等と称す)を課していたことや、高等学校普通科にあった体育の単位数の差等の男女差が表面上はなくなった。さらに、体育教材の選択の幅が広がり、中学校、高等学校では選択制の展開の過程で男女共修¹⁾の授業が増えていくことになった。

以前は、中学校、高等学校では、男子生徒に課す格技は男子体育教師が、女子生徒に課すダンスは女子体育教師が担当することが多かった。武道、ダンスの選択に際して男女平等になったことにより、ダンスが選択されなくなり女子体育教師²⁾が減少するのではないか、あるいは、女子体育教師が減少し、ダンスが選択されなくなるのではということが危惧されることもあった。1989(平成元)年の日本体育学会第40回大会での体育史専門分科会シンポジウム「体育史研究40年」で、本研究者は「女子体育史研究の立場から」のテーマでシンポジストとして登壇した。その中で、「今後は体育においても体育史研究においても男女の枠が取り払われるであろう。その時、我々女子体育教師、体育史女子研究者の真価が問われることになる。」と述べた(掛水、1989)。それは、女子体育教師は女子生徒の指導のために必要とされてきたが、男女生徒の体育授業が区別されなくなった時、女子体育教師の真価が問われるという意味であった。中学校では1993(平成5)年、高等学校では1994(平成6)年4月施行から十年余り経た現在、危惧された

状況となった学校も現れている。保健体育科授業時間減少と1校の生徒数減少の影響を受け、各校の保健体育科教師数が減少し、小規模中学校では専任1人配置の場合、男子体育教師を配置し、女子体育教師は講師³⁾で補うことが見られるようになった。さらに、女子生徒が在籍していても、講師すら女子体育教師がいない中学校や、高等学校も見られるようになった。男女共同参画社会においては増えるべき女子体育教師数が減少しているのである。

本研究は前報(掛水、2005)、前々報(掛水、2004)に続き、男女共同参画社会における女子体育教師の役割を検討しようとするものである。本稿では、女子体育教師数減少の観点から考察する。主として用いた資料は、文部科学省(2001年以前は文部省)の教員統計に関する一連の報告書と本研究者が2004(平成16)年に実施した高等学校への2種類の調査結果である。

1 女子体育教師数の減少

1947(昭和22)年度版学校体育指導要綱には「中学校以上の女子の指導にはなるべく女子があたるようにする。」と示された。それが実現していたら、男女同数の共学校では体育教師の半分、女子校では全員が女子体育教師ということになる。この年12月調査の文部省学校教員調査報告では、旧制高等女学校教師中の37.4%が女子教師、体育教師中の48.4%が女子であった(文部省、1948)。全員女子生徒である旧制高等女学校でも、女子体育教師は、ほぼ半数に過ぎなかった。文部省の学校教員に関する統計は1947(昭和22)年調査以降、形式を変えながら、三年に一回報告書が刊行されてきた。これらの報告書で、体育教師中

の男女割合の記載は希で、継続的には把握できない。

本研究で問題としたい1989(平成元)年以降は、体育教師の男女割合は全く示されていない。したがって、女子体育教師と男子体育教師数増減を比較するために、「担任教科別 高等学校教員免許状別 教員構成⁴⁾」と「担任教科別 中学校教員免許状別 教員構成」の統計を手がかりにする。この統計からわかることは、男子教師中の保健体育科教師、女子教師中の保健体育科教師の割合である。

1983(昭和58)年から2001(平成13)年までの、中学校、高等学校の男子教師中の保健体育科教師、女子教師中の保健体育科教師の割合の推移を図1に示した。高等学校女子保健体育科教師の減少が目立つ。

1983(昭和58)年に全女子教師中の9.8%を占めていたが、減少し続け2001(平成13)年には6.6%になった。男子保健体育科教師は10.2%から12.1%へ増加している。中学校女子保健体育科教師は1983(昭和58)年に10.8%であったが、2001(平成13)年には8.1%に減少している。中学校男子保健体育科教師は10.3%から13.5%へ増加している。中学校、高等学校ともに、教師中の男子保健体育科教師の割合は増加し、女子保健体育科教師の割合は減少している。保

健体育科教師数減少の影響を受けているのは女子体育教師なのである。

2 1 高等学校当たりの男女体育教師数

(1) 調査方法

1校当たりの男女体育教師数に関しては、文部科学省報告にはないので、個別に調査しなければならない。近年の研究では、本研究者の報告(掛水,2005)以外に、ある1県の高等学校女子体育教師数は1校0人が25%、1人が73%、2人が2%、3人以上は皆無という井谷の報告(井谷,2003)や中学校専任保健体育科教師の女性割合は4県の平均で29.8%であるという田原らの報告などがある(田原・芹澤,2005)。

ここでは、以下の方法で調査した資料を用いる。関東地方のうち4県(茨城、栃木、群馬、埼玉)の女子生徒が在籍する普通科(一部総合科も含む)が設置されている高等学校⁵⁾250校の保健体育科主任に対して、郵送による質問紙調査を実施した。調査用紙は「男女体育教師の受け持ち、男女共修に関する実態調査」であり、2004(平成16)年1月19日に発送し1月23日か

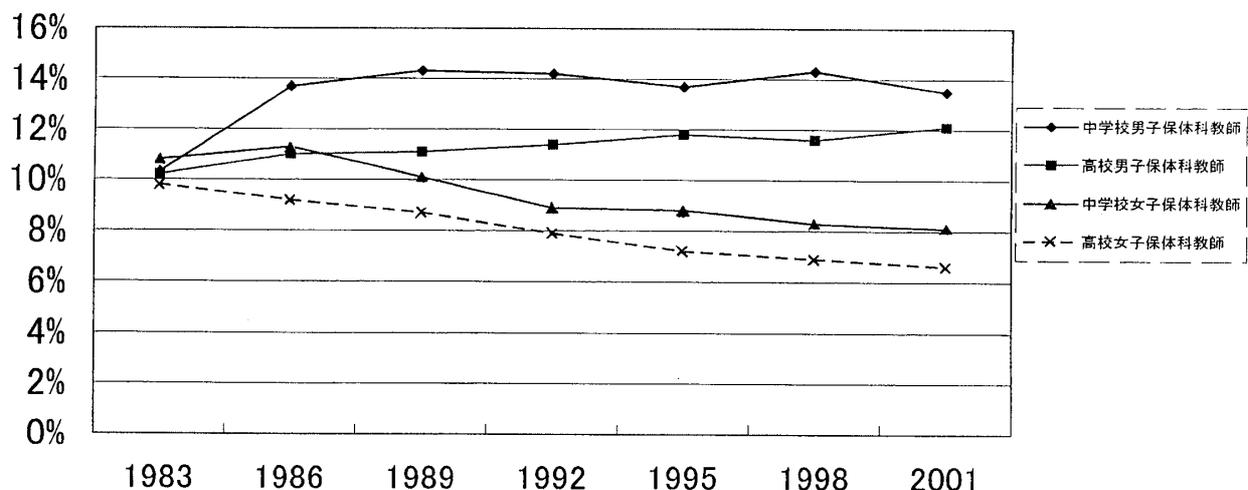


図1 中学校、高等学校男女教師中保健体育科教師の割合
(文部科学省(旧文部省)学校教員統計調査報告から作成)

ら2月末日までに回収した。回収率、有効回答率は46.4% (116人)であった。

(2) 男女保健体育科専任教師数

教師数は前報(掛水,2005)の結果と学校が同一ではないため若干異なる。女子保健体育科専任教師数は0

人から6人の分布で、1校平均1.27人、59.5%の高校が1人配置であった。女子保健体育科専任教師がない高等学校が16校(14.4%)あった。2人以上の配置は26.1%に過ぎない。男子保健体育科専任教師数は0人から34人までの分布で、平均は4.96人であった。男子保健体育科専任教師がないのは私立女子高等学校1校のみで、一人配置も3校のみであった。4人から6人の配置が最も多く、58.2%がこの範囲に入る。図2、図3のように、女子保健体育科教師数と男子保健体育科教師数の分布が異なることがわかる。教師数は学校の規模により異なるから、男子保健体育科教師数と女子保健体育科教師数との関係の散布図略図でみると図4のようになる。男子保健体育科教師数が多い高等学校でも、女子保健体育科教師上限は4人であることがわかる。

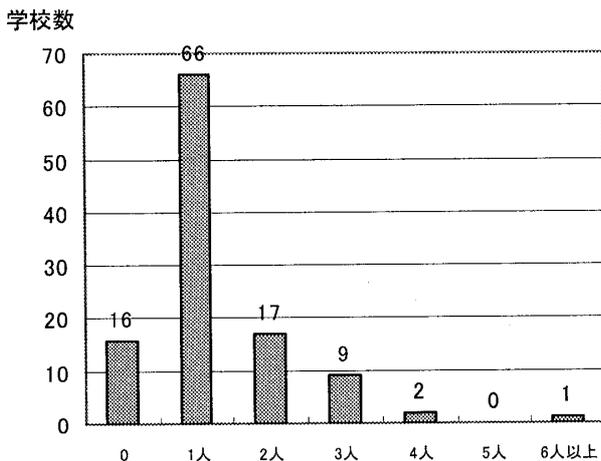


図2 1高等学校あたり女子保健体育科専任教師数

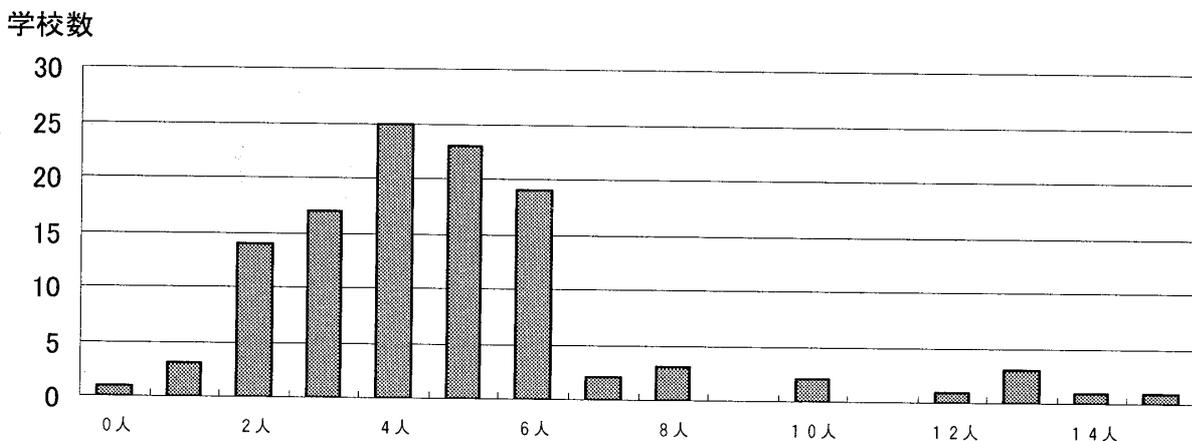


図3 1高等学校あたり男子保健体育科専任教師数

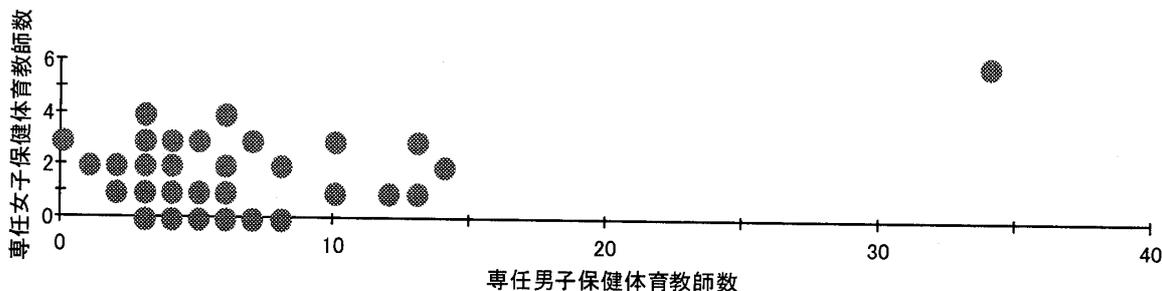


図4 1高等学校あたり男子保健体育科専任教師数と女子保健体育科専任教師数の分布略図

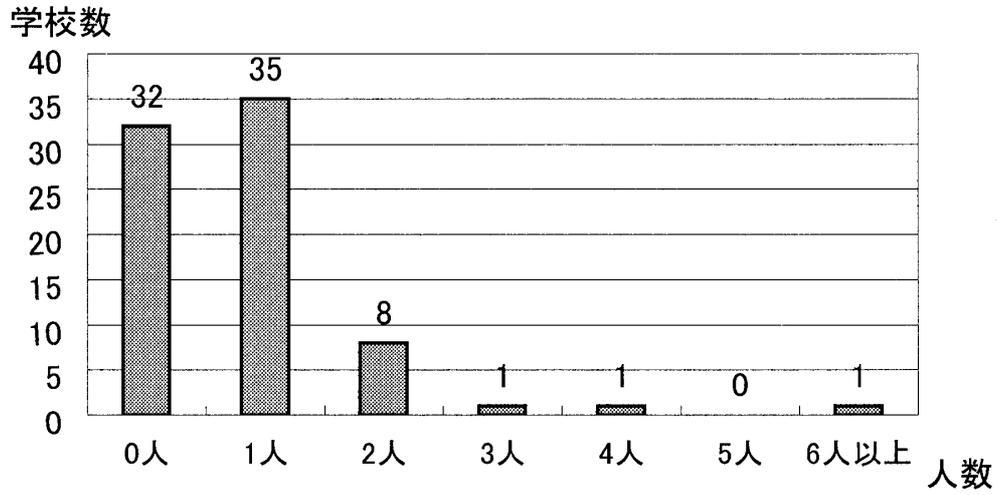


図5 1高等学校あたり男子保健体育科講師数

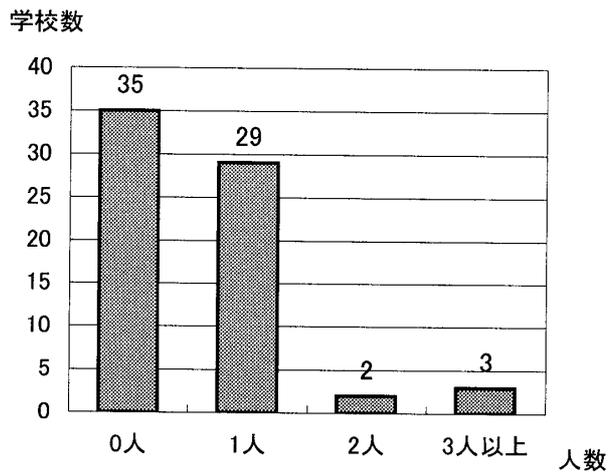


図6 1高等学校あたり女子保健体育科講師数

(3) 男女保健体育科講師数

図5, 図6に示すように、専任教師数に比べて講師数は男女差が少ない。女子保健体育科講師数の記入があった69校では、1校平均0.61人、約半数の35校には女子保健体育科講師はいなかった。42%の29校が1人で、2人以上が5校であった。男子保健体育科講師は記入のあった78校では、1校平均0.82人、41%の32校には男子保健体育科講師はいなかった。44.9%の35校が1人で、2人以上が11校であった。

表1は保健体育科専任教師数と講師数の両方に記入のあった68校の女子専任教師数と女子講師数の関係を示したものである。女子保健体育科専任教師が皆無の16校の女子保健体育科講師の配置を見ると、4校(公立女子高等学校1校と公私立共学高等学校3校)には1人配置されているが、12校(公私立共学高等学校)には女子講師も皆無である。その高等学校には、全く女子体育教師がいないのである。表には示していないが、専任男子保健体育科教師が皆無の1校には男子講師が1人配置されている。

表1 保健体育科女子専任教師数と講師数の関係

		女子講師数				合計
		0人	1人	2人	3人	
専任女子教師数	0人	12	4	0	0	16
	1人	14	18	1	1	34
	2人	5	2	0	0	7
	3人	3	3	1	2	9
	4人	0	1	0	0	1
	5人	0	0	0	0	0
	6人	1	0	0	0	1
	合計	35	28	2	3	68

3 各種目の担当教師の性別

前項で用いた、保健体育科主任に対する「男女体育教師の受け持ち、男女共修に関する実態調査」で、各種目の男女体育教師の担当状況を尋ねた。男子体育教師のみでの担当、男子が多い両方での担当、女子が多い両方での担当、女子体育教師のみでの担当状況を検討した。

図7は男女体育教師の担当割合を示したものである。左から順に男子体育教師のみでの担当、男子が多い両方での担当、女子が多い両方での担当、女子体育教師のみでの担当である。女子体育教師のみでの担当割合データは右欄外に示した。男子体育教師のみでの担当割合が高い種目は、その割合が高い順に、柔道93.3%(60校中56校)、剣道81.6%(38校中31校)、ラグビー75.0%(16校中12校)、サッカー65.9%(82校中54校)であった。低い順ではダンス5.1%(78校中4校)、バドミントン17.9%(78校14校)、卓球20.8%(77校中16校)であった。ダンスを男子体育教師のみで担当する4校は専任も、講師も女子体育教師がいない学校であった。先述したように、専任女子保健体育科教師皆無は16校あり、そのうち12校には女子講師も配置されていない。この12校中8校はダンスの授業をしていない。

一方、女子体育教師のみでの担当割合が高いのは、ダンス71.8%(78校中56校)のみで、他の種目は数校以下であった。柔道、ラグビーは女子体育教師のみでの担当は皆無であった。男子が多い両方での担当、女子が多い両方での担当を見ると、女子体育教師数が少ないので必然的な結果であるが、ダンス以外は男子が多い両方での担当なのである。

これらから、武道やラグビー、サッカーは男子体育教師が、ダンスは女子体育教師が担当するという戦前から続く慣習が残っていることがわかった。その数の少なさから、女子体育教師はダンスを教えざるを得ないという状況が残っているのである。女子体育教師が皆無のためダンスが開講されていない高等学校もあり、生徒の種目選択の範囲が狭められている。体育教師の性別により、担当が異なることは、生

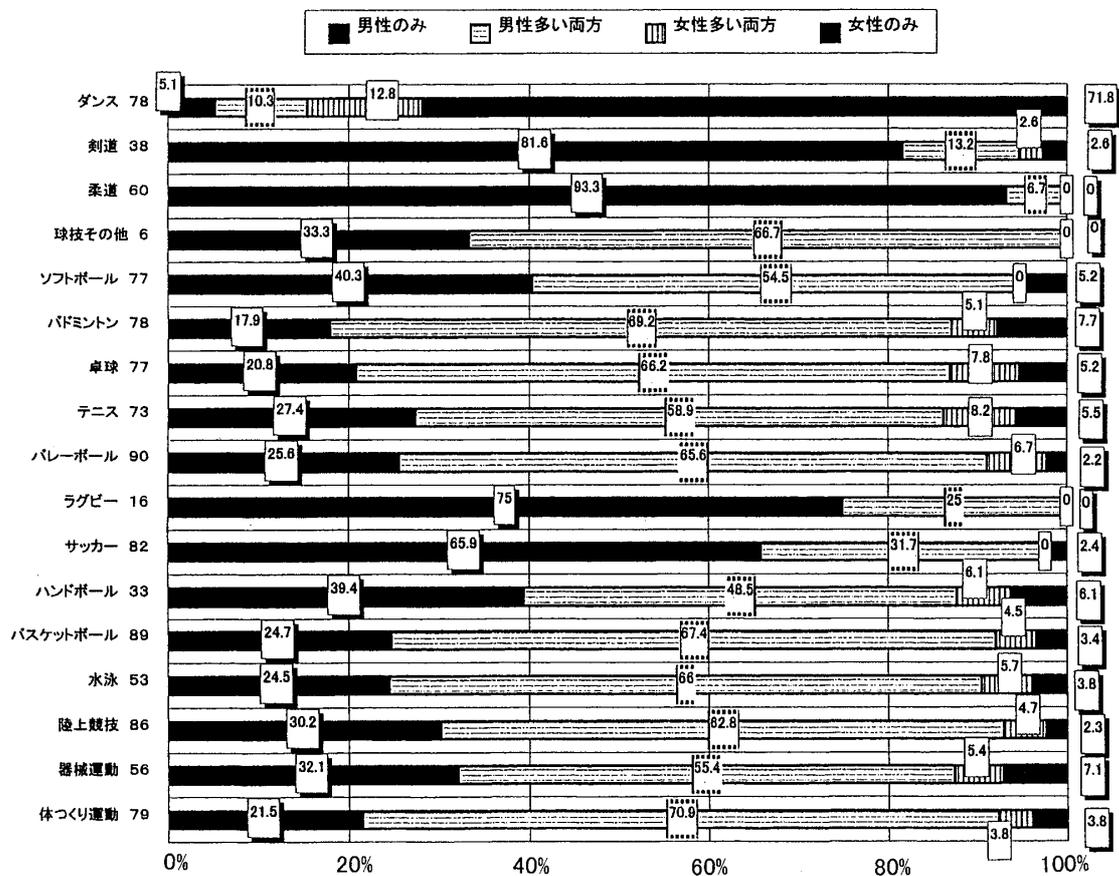


図7 担当保健体育科教師の性別

徒に男女体育教師の担当種目は異なるということを植え付けるおそれがある。さらに、各種目の担当体育教師の多くが男子であることは、体育教師は男子が相応しいという観念を植え付け、ジェンダーの再生産が行われてしまうおそれがある。

4 女子体育教師減少の理由

(1) 調査方法

関東地方のうち4県（茨城、栃木、群馬、埼玉）の女子生徒が在籍する普通科（一部総合科も含む）が設置されている高等学校250校の校長、女子体育教師、保健体育科主任に対して、郵送による質問紙調査を実施した。調査用紙は「女子体育教師に対する意識調

査」であり、2004（平成16）年1月19日に発送し1月23日から2月末日までに回収した。結果の一部についてはすでに前報（掛水、2005）で報告したが、未報告であった「女子体育教師減少の理由」について考察する。

回収率、有効回答率は以下のとおりであった。

	回収率	有効回答率
女子体育教師	46.0% (115人)	43.2% (108人)
保体科主任	43.2% (108人)	42.4% (106人)
校長	42.0% (105人)	41.6% (104人)
合計	43.7% (328人)	42.4% (318人)

(2) 高等学校教師が考える女子体育教師減少の理由

女子体育教師減少の理由について、自由記述で回答を求めた。自由記述に理由が記入された数は、「わからない、不明」、「理由なし」を除いて、全体では回収数の59.1%(188人)であり、記入のあった範囲で考察する。女子体育教師の記入割合が73.1%(79人)で最も高く、調査に回答しようとする姿勢が窺える。一人の回答は主たる一つの内容にまとめ、回答要旨を要約し、16種類の回答に整理した。表2は全体での記述が多い順に並べたものである。煩雑になることを防ぐため、順位は各6番目まで示した。

「家事・育児等のため」との記述が全体で20.7%(39人)と最も多かった。保健体育科主任も、女子体育教師自身も最も多くが記述していた。例えば、公立高等学校30代女子体育教師は「結婚、子どもができる」と、やはり、部活動の指導に支障が出てくるのではないかと、公立高等学校50代男性校長は「部活の指導が熱心になると、よほど理解のある男性と結婚しないと」、私立高等学校60代男性校長は「共同参画社会のなかで、勤務態様面で同一の事柄を女子には無理である」と書いている。特に、部活動の夜遅くまでの指導や試合等での日曜出勤のため、育児が困難で辞めるので女子体育教師が減少するとの記述が多い。体育教師は、体育の授業に加えて、放課後や休日の部活動指導も要求されているため生じる問題である。家事・育児は女性の仕事であるという考え方、体育教師に部活動指導者としての過大な仕事が期待されている状況が改善されなければ、長い間続いているこの問題は解決できない。男女共同参画社会においては、家事・子育てについても共同参画可能な社会にしなければ、女性にしわ寄せが来て職を辞さねばならないことになる。

2番目に多かったのは「教員採用減」のためであるという記述である。全体では14.4%(27人)が記述しており、校長は17.5%(11人)で最も多い記述であった。女子体育教師自身も15.2%(12人)が記述している。確かに子どもの数の減少と全授業時間中の保健体育授業時間減少の二重の減少のなかで、教員採用

数が減少している。しかし、「教員採用減」であるから、女子体育教師は減り、男子は減らないというのでは理由にならないであろう。なぜ、女子体育教師のみが採用減になるのかを解明しなければならない。

3番目は「女子体育教師を採りたがらないなど」であった。これも校長の記述が12.7%(8人)で、保健体育科主任や女子体育教師の記述割合より高い。公立高等学校40代男性保健体育科主任は「女子校の男女共学化で男性教諭の方が幅が広いと考えられがちなのでは」と書いているが、以下に述べる様々の理由が関連してくる。

4番目は「女子体育教師は男子生徒の指導が困難」であり、9.0%(17人)が記述していた。女子体育教師も12.7%(10人)が記述している。戦前、男子は師範学校、女子師範学校、中学校、高等女学校の教員免許状が取得でき、男子生徒と女子生徒を教えたが、女子は女子師範学校、高等女学校の教員免許状のみの取得で、女子生徒のみを教えた⁶⁾。戦後になり、教員免許状上では男女差がなくなり、女子体育教師も男子生徒を教えることができるようになった。しかし、実際は体育授業は男女別修であったので、女子体育教師は女子生徒を教えてきたのである。このことから、男子体育教師は男女を教えられて便利であるとの考え方が生じた。1989(平成元)年の文部省学習指導要領改訂以後、選択種目が多くなり、授業の展開上男女共修の体育授業が見られるようになり、前報で報告したように(掛水、2005)女子体育教師も男子生徒を教えるようになった。公立高等学校50代女性校長(保健体育科教員免許状所持)は「女子で柔道、剣道、サッカー、ラグビーを得意とする人もいるが、一般的にはこの種目を男子生徒に教えられない。ダンスの授業時数が減少した。」と記述している。公立高等学校40代女子体育教師は『現場の男性教師の意識の低さ、「男は男女両方の指導ができる」と信じる傲慢さ、愚かさ。』と強い表現で男性教師の意識を問題とする。しかし、公立高等学校30代女子体育教師は「女子は男性教師でも授業は持てるが、男子だけを女性教師が指導するということは現場ではほとんどないため」と、男子生徒を女子体育教師が指導することはないことを理由として記述している。公立高等学校40代女子体育

表2 高等学校教師が考える女子体育教師減少の理由（自由記述要旨）

	全体			校長			保健体育科主任			女子体育教師		
	実数	割合 %	順位	実数	割合 %	順位	実数	割合 %	順位	実数	割合 %	順位
家事・育児等のため	39	20.7	1	10	15.8	2	13	28.3	1	16	20.2	1
教員採用減	27	14.4	2	11	17.5	1	4	8.7	3	12	15.2	2
女子体育教師を採りたがらないなど	18	9.6	3	8	12.7	3	2			8	10.1	5
女子体育教師は男子生徒の指導が困難	17	9.0	4	3			4	8.7	3	10	12.7	3
女子の体育教員希望者減	16	8.5	5	8	12.7	3	4	8.7	3	4		
女子体育教師の力不足	13	6.9	6	7	11.1	5	3	6.5	6	3		
教員採用試験の女子に対する差別	13	6.9	6	3			1			9	11.4	4
生徒指導が困難	11			0			5	10.9	2	6	7.6	6
女子の運動離れ	6			3			2			1		
女子はダンスの時代ではない	6			0			1			5		
「女子体育は女子の手で」の考えの減少	5			1			1			3		
競技力重視	5			4		6	1			0		
体力	4			1			1			2		
教育に男女差なくなった	3			3			0			0		
反論（減っていない）	3			1			2			0		
中途退職	2			0			2			0		
小計（除・不明、なし、白紙）記入割合	188	59.1%		63	60.6%		46	43.4%		79	73.1%	
理由なし	4			2			2			0		
わからない、不明	49			22			19			8		
無記入（白紙）	77			17			39			21		
調査用紙回収数	318	42.4%		104	41.6%		106	42.4%		108	43.2%	
調査用紙郵送数	750			250			250			250		

注）・埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県公立高等学校 2004年1月調査。

・記入割合は、「不明」や「わからない」との記入を除く。順位は上位6位まで記入した。

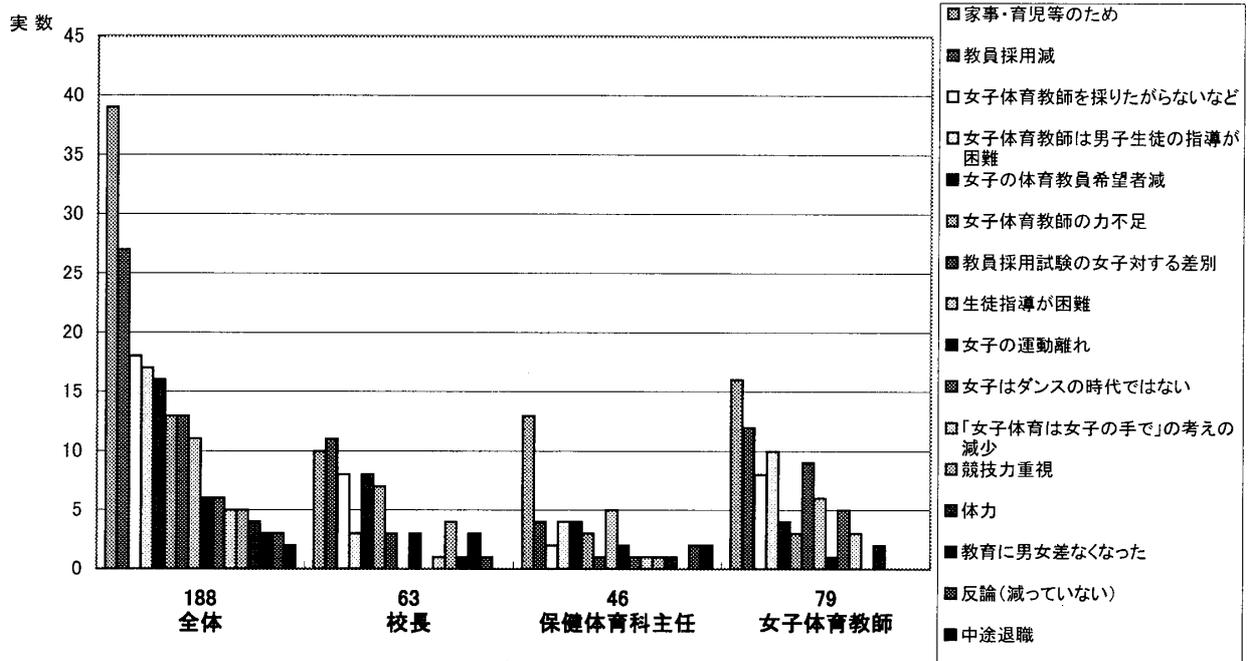


図8 高等学校教師が考える女子体育教師減少の理由（自由記述要旨・実数）

教師も「女子体育教師は男子だけのクラスは教えるに
くい」との現実を記述している。

5番目は8.5%(16人)が記述した「女子の希望者
減」である。しかし、女子体育教師は「女子の希望者
減」と考えているものが5%(4人)に過ぎないところ
に特色がある。

6番目は6.9%(13人)が記述した「女子体育教師
の力不足」であるが、校長の記述が11.1%(7人)で
多い。私立高等学校50代男性校長は「指導力を持つ
女子体育教師の減少」と記述している。女子体育教師
の記述は3件のみであるが、公立高等学校女子体育教
師(年齢記載なし)は「女子体育教師が動かないから」、
公立高等学校50代女子体育教師は「指導できる
種目が少ない。ダンス以外指導力不足の教師が多い」
と女子体育教師自身にも力不足があると記述してい
る。

同じく6番目の「教員採用試験の女子に対する差
別」は女子体育教師の11.4%(9人)が記述してい
るが、校長、主任の記述は少ない。女子体育教師がそ
うに感じる人が多いのである。例えば、私立高等
学校30代女性保健体育科主任は「採用側が男性の場
合が多く、女子の大きな役割に気付いていないため」、
公立高等学校30代女子体育教師は『採用官の考えが
「女子は少なく」とあると思う。また、実技では男性の
方が記録が良いこともあるのだろうか。』、公立高等
学校50代女子体育教師は「まだまだ、男性優位の社会
なのだと思う。1名枠にどちらを採るかというとな
男性になるほうが多い。」と書いている。差別されて
いる女子体育教師側の方が差別を感じるのである。

8番目の「生徒指導が困難」は10.9%(5人)の保健
体育科主任、7.6%(6人)の女子体育教師が記述し
ている。公立高等学校40代女子体育教師は「生徒指導
面、男性の方が指導力があるという理由。特色を出せ
ない女性は来てもらいたくないという現場の状況」
と記述している。

9番目は6人が記述していた、学校運動部への女子
の入部が減っている「女子の運動離れ」である。

「女子はダンスの時代ではない」も9番目であ
った。私立高等学校20代女子体育教師は「ダンスの授
業を男性教諭が行うようになり、女性教諭である必

要がなくなったから。」、私立高等学校50代女性保健
体育科主任は「実技の単位数が減り、ダンス等の授業
がなくなり、他の種目であれば男子の教員でもよい」
と書いている。ダンスを男子体育教師が指導するよ
うになり、女子体育教師が必要なくなった、ダンスそ
のものがなくなり女子体育教師が必要なくなったと
の理由である。女子体育教師はダンス教師ではなく、
体育教師であるから、ダンスがなくなったからとの
理由で、女子体育教師が必要なくなるということが
あってはならない。

11番目は『「女子体育は女子の手で」の考えの減少』
で5人が記述していた。女子体育教師自身の記述もみ
られる。公立高等学校30代女子体育教師は「男女共
同参画社会の中で、以前より女生徒には女性教師と
いう概念がなくなってきたから」、公立高等学校40代
男性保健体育科主任は「女子教師でなければならない
役割が無いから」、私立高等学校60代男性校長は
「女子の体育指導は女子が行うべしという固定観が
外れた」と書いている。前報(掛水、2005)で報告し
たように、「女子体育は女子の手で」指導すべきかの質
問では、「思う」を選択したものが非常に少なかった。
女子校長の16.7%(1人)、女子体育教師の11.1%
(14人)、男子校長の5.2%(5人)、男子体育教師の
4.8%(4人)のみが「女子体育は女子の手で」指導す
べきを選択し、女子体育教師でも約半数が「思わ
ない」を選択し、他も大多数が、「どちらでも良い」か
「思わない」を選択していた。女子体育教師は女子生徒
を教えるために必要とされてきたが、その考え方が減
少したため女子体育教師数が減少していると捉えて
いる。

その他、表に示したように「競技力重視」、「体力」、
「教育に男女差なくなった」、「中途退職」等が書かれ、
「減っていない」との反論も見られた。

これまで述べてきたように、高等学校教師が考
える女子体育教師減少の理由には、従来から女性が仕
事をする場合に解決できずにきた理由と男女共同参
画社会となり新たに生じた理由がある。「家事・育児
等のため」、「女子体育教師を採りたがらないなど」、
「教員採用試験の女子に対する差別」等の問題に、男
女共同参画社会での男女平等カリキュラムでの選択

制導入から生じた問題がある。「女子体育教師は男子生徒の指導が困難」、「女子はダンスの時代ではない」と必ずしもダンスが選択されなくなったこと、『「女子体育は女子の手で」の考えの減少』から女子体育教師は減少したという理由が加わったのである。

まとめ

男女共同参画社会における女子体育教師の役割を女子体育教師数減少の観点から考察した。

文部科学省(旧文部省)の学校教員統計によると、高等学校女子保健体育科教師は1983(昭和58)年に女子教師中の9.8%を占めていたが減少し続け、2001(平成13)年には6.6%になった。男子保健体育科教師は10.2%から12.1%へ増加している。中学校女子保健体育科教師は1983(昭和58)年に10.8%であったが、2001(平成13)年には8.1%に減少している。男子保健体育科教師は10.3%から13.5%へ増加している。保健体育科教師数減少の影響を受けているのは女子体育教師なのである。

関東地方4県の116高等学校の調査では、1校平均女子保健体育科専任教師数は0人から6人の分布で、1校平均1.27人、59.5%の高校が1人配置であった。女子保健体育科専任教師がいない高等学校が16校(14.4%)あった。2人以上の配置は26.1%に過ぎない。男子保健体育科専任教師数は0人から34人までの分布で、平均は4.96人であった。講師数は男女差が少ない。女子保健体育科専任教師が皆無の16校中12校には女子講師も皆無であった。

男子体育教師のみでの担当割合が高い種目は、柔道93.3%(60校中56校)、剣道81.6%(38校中31校)、ラグビー75.0%(16校中12校)、サッカー65.9%(82校中54校)であった。女子体育教師のみでの担当割合が高いのは、ダンス71.8%(78校中56校)のみであった。武道やラグビー、サッカーは男子体育教師が、ダンスは女子体育教師が担当するという戦前から続く慣習が残っていることがわかった。その数の少なさから、女子体育教師はダンスを教えざるを得ないという状況が残っているのである。女子体育教師が皆無のためダンスが開講されていない高等学校もあ

り、生徒の種目選択の範囲が狭められている。

高等学校教師が考える女子体育教師減少の理由には、従来から女性が仕事をする場合に解決できずにきた理由と男女共同参画社会となり新たに生じた理由がある。「家事・育児等のため」、「女子体育教師を採りたがらないなど」、「教員採用試験の女子に対する差別」等の問題に、男女共同参画社会での男女平等カリキュラムでの選択制導入から生じた問題がある。「女子体育教師は男子生徒の指導が困難」、「女子はダンスの時代ではない」と必ずしもダンスが選択されなくなったこと、『「女子体育は女子の手で」の考えの減少』から女子体育教師は減少したという理由が加わったのである。

女子体育教師数減少の背景には、女子体育教師に対する固定観念や男女共同参画社会であっても女子が働きにくい社会がある。真の男女共同参画社会において、女子体育教師は男女生徒を教える、女子体育教師はダンス教師ではなく体育教師であることを前提にしなければならない。もとより、女子体育教師は体育教師である以前に教師であるから、保健体育の指導以前に、学級経営、生徒指導、進路指導等を始めとする教師としての幅広い職務がある。幅広い職務のなかで、女子体育教師の役割を再認識せねばならない。

注

- 1) 本稿では、「男女共修」を男女同一教育内容を同時に一緒に学ぶという意味で用いた。本研究者はこれまでも「男女共修」を用いて来た。2005(平成17)年7月に開催されたスポーツとジェンダー研究会第4回大会では、同じ意味に対して研究者により「男女共修」、「男女共習」、「男女共学」の3種類の用語が用いられ、概念規定が共通認識に至っていない。現在、広辞苑では「共学」、「共修」は収録されているが、「共習」は収録されていない。広辞苑では「共修」を『男女が一緒に履修すること。「家庭科の一』』とし、「共学」は「(男女が)同じ学校・学級でいっしょに学ぶこと」としている。辞書的に言うと、「共修」「共学」を用いて

もよいことになるであろう。1973年12月の「家庭科教育検討会」で翌年に「家庭科共修をすすめる会」を発足させ(鈴木、1986)、家庭科では「共修」が用いられるが、それ以前から櫛田のように「共学」を用いているという(櫛田、1996)者もある。国立国会図書館雑誌記事索引で記事のタイトル名を検索すると、家庭科では、近年では「共学」が多いが「共修」も用いられ、「共習」は用いられていない。体育科では、近年は「共習」が用いられることが多いが「共修」も用いられ、希に「共学」も用いられている。

- 2) 本稿では、女子の体育教師の総称として、女子体育教師を用いた。女子保健体育科教師は女子体育教師の一範疇。男子も同様。
- 3) 講師とは、専任教師ではない非常勤講師等の教師の意味で用いた。
- 4) 男女別、担任教科別の教員の割合の統計である。
- 5) 共学高等学校と女子高等学校、公立高等学校と私立高等学校、前身校別を考慮し高等学校を抽出した。今後は4県以外も調査するべきであるが、未だに公立女子高等学校が存在していることと、数の都合から手始めに4県を調査した。同じ高等学校でも独立して回答をしてもらうため、各教師個別に返送を求めたので、同じ高等学校からの回収数はまちまちであり、保健体育科主任からの2種類目の調査回答は必ずしも同じ高等学校ではない。

保健体育科主任への「男女共修」に関する調査結果は「男女共修体育からみた男女平等体育の実現状況：男女共修体育の用語の動向と高等学校への一調査から」のタイトルで「スポーツとジェンダー研究第4号」に投稿中(2006年3月刊行予定)である。

- 6) 明治36(1903)年3月9日の高等女学校教授要目の教授上の注意1では「体操はなるべく女教員をして之を教授せしむべし。」とし、1947(昭和22)年6月に「学校体育指導要綱」指導方針(一)計画と指導11で「中学校以上の女子の指導にはなるべく女子があたるようにする。」としている。

文献

- 井谷恵子(2003)女性体育教師への面接調査からみた学校体育のジェンダー・サブカルチャー。スポーツとジェンダー研究1:29.
- 掛水通子(1989)女子体育史研究の立場から(体育史専門分科会シンポジウム「体育史研究40年」).日本体育学会第40会大会号A:39.
- 掛水通子(2004)男女共同参画社会における女子体育教師の役割(1):女子体育大生からみた女子体育教師の役割.東京女子体育大学紀要39:1-14.
- 掛水通子(2005)男女共同参画社会における女子体育教師の役割(2):高等学校体育教師と校長からみた女子体育教師の役割.東京女子体育大学紀要40:1-18.
- 櫛田真澄(1996)家庭科の男女共学が未来につなぐもの.子ども家庭福祉情報12:62.
- 内閣府男女共同参画局編集(2003)男女共同参画白書(平成15年版).国立印刷局:東京,pp.173-77.
- 文部科学省(2002)平成13年度学校教員統計調査報告書.文部科学省:東京,p.4.
- 文部省(1947)学校体育指導要綱.文部省.
- 文部省(1948)昭和22年12月1日現在学校教員調査報告.文部省:東京,p.190-191.
- 文部省(1985)昭和58年度学校教員統計調査報告書.文部省:東京,p.114-115.
- 文部省(1988)昭和61年度学校教員統計調査報告書.文部省:東京,pp.503.
- 文部省(1992)平成元年度学校教員統計調査報告書.文部省:東京,p.126-127,p.144-145.
- 文部省(1994)平成4年度学校教員統計調査報告書.文部省:東京,pp.512.
- 文部省(1997)平成7年度学校教員統計調査報告書.文部省:東京,pp.504.
- 文部省(1989)高等学校学習指導要領(平成元年3月).文部省:東京,p.90.
- 文部省(1999)平成10年度学校教員統計調査報告書.文部科学省:東京,pp.530.

鈴木敏子(1986)いまなぜ家庭科の男女共学必修か.
賃金と社会保障 931:19.

田原淳子・芹澤康子(2005)ジェンダーの視点から
みた中学校保健体育科教員の性別と運動会(体育
祭)の実施種目.スポーツとジェンダー研究3:19.

付記

本研究は平成15年度-17年度日本学術振興会科学
研究費補助金基盤研究(C)(2)課題番号15500421
「男女共同参画社会における女子体育教師の役割に
ついて-戦前の女子体育教師との比較-」の一部であ
る。

本研究の一部は2004(平成16)年7月4日に行わ
れた日本スポーツとジェンダー研究会第3回大会シ
ンポジウム「どこまで続くスポーツ界のジェンダー
ブラインド」で『女子体育教師存続の道はあるのか』
(同大会抄録14-15頁)のテーマで、2005(平成17)年
7月3日に行われた同第4回大会一般発表「高等学校
への一調査からみた男女平等体育の実現状況-男女
体育教師数と受け持ち、武道・ダンス選択、男女共修
体育授業-」(同大会抄録18頁)で口頭発表した。